

令和 4 年 8 月 31 日
農林水産部地域農政推進課

令和 3 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況を公表します

本県における令和 3 年度の制度実施状況について、「中山間地域等直接支払交付金実施要領」第 12 の規定により公表します。

【概 要】

- 1 協定締結数は、これまで制度に取り組んだことがない集落での新たな協定の締結などにより、前年度に比べて 8 協定増加し 767 協定となりました。
- 2 交付面積は、上記による新規協定の締結に加え、事務局体制が整備されている広域協定に新たな集落が参加したことなどにより、前年に比べて 342ha 増加し、22,321ha となりました。
- 3 交付金の総額は、取組面積の増加に加えて、加算措置を活用して新たな取組を開始した協定が増加したことにより、前年度に比べて 74 百万円増加し、3,393 百万円となりました。
- 4 本制度により、約 2 万 2 千 ha の中山間地域の条件不利な農地が適正な農業生産活動等により維持され、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の増進が図られています。

なお、実施状況の詳細については、県庁ホームページに掲載しています。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chikinosei/chusankan-tyokubarai-r3jishijokyo.html>)



「中山間地域等直接支払制度」

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、協定に基づき農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

本件についてのお問い合わせ先
地域農政推進課 課長補佐 皆川
(直通) 025-280-5804 (内線) 2902
E-mail : ngt060020@pref.niigata.lg.jp